

認知症基本法理解促進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

認知症基本法理解促進事業業務

2 業務の目的

高齢化の進展に伴い、今後、更なる認知症高齢者の増加が見込まれる。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、その地域に暮らす子どもから高齢者まで幅広い世代の誰もが、認知症を我事と捉え、認知症を正しく理解することが必要である。

子どもから高齢者まで広い世代へ認知症を正しく理解するための働きかけを行うことで、地域の担い手を育成するとともに、認知症の人やその家族と共生社会の実現を推進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）1月16日（金）まで

4 業務委託の内容

認知症啓発イベントの企画及び実施

※ 詳細は次のとおりとする。実施内容の最終決定は、委託者と受託者が協議して行うこととする。

※ 実施内容の軽微な変更については、契約額の範囲内で委託者と受託者との協議の上行う事ができる。

(1) トークステージやテントブース等を中心としたイベントの実施

① 会場

熊本県庁 プロムナード

② 実施日及び時間

令和7年（2025年）9月13日（土曜日） 11時から15時まで

③ 実施内容

本業務の目的に資する内容とし、以下の内容は必ず実施する。その他の実施内容については委託者と受託者が協議して決定する。

ア トークステージ

※ 受託者は委託者と協議の上、認知症に理解があり、熊本県内を中心に活動している著名人を司会者として選定することとする。

・ 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり功労者表彰

・ 認知症啓発に係るトークセッション（委託者がくまもとオレンジ大使を起用）

イ テントブース

・ 認知症の人の視点で学ぶ講座や最新情報の発信等

・ 認知症啓発に係る体験や認知症サポーターの活動を周知するパネル展示等

ウ キッチンカー

※ 出店の募集・依頼は受託者において行うこと。

④ 会場の設営及び運営方法

会場の設営及び資機材の調達（搬入から撤去までを含む）は受託者において行うこと。また、設営及び運営に必要な資機材、並びに司会者等の人員を含む各種手配については、別記1「業務実施に係る各種手配事項」によるものとする。

⑤ 荒天時の対応及び中止判断

本イベントは原則として屋外での実施を予定しているが、荒天（台風、豪雨、強風、雷等）その他の不可抗力により安全な実施が困難と判断される場合には、委託者の判断により実施内容を中止または縮小する場合がある。

この場合のキャンセル料に関する規定については、受託者が作成するものとし、契約締結後に委託者へ提出すること。

（2）イベントの広報・告知

① ターゲット

県民全般とするが、認知症に関心のある方や認知症の診断を受けた方や家族等により有効に発信できる広報媒体を組み合わせ活用すること。

② 実施内容・方法等

以下のとおり行うこととする。

ア 受託者において行うもの

a A4 サイズ片面のチラシのデザイン及び印刷

- ・デザイン案は委託者の確認・承認を経て確定するものとし、修正依頼には速やかに対応すること。
- ・作成したデザインのデータは PDF 形式(拡張子.pdf)で委託者へ提出すること。
- ・印刷部数は 4,000 部とし、用紙はコート紙 90kg、A4 サイズ片面フルカラー印刷とする。

b Instagram 広告の実施

- ・デザイン案は委託者の確認・承認を経て確定するものとし、修正依頼には速やかに対応すること。
- ・広告予算は、60,000 円を下限とする。
- ・広告の配信対象（エリア・年齢層・興味関心等）や期間の調整については、委託者と協議の上決定して実施する。
- ・実施後、受託者は広告配信結果に関する簡易な報告書（インプレッション数、クリック数、費用等を含む）を提出すること。

c ノベルティ（クリアファイル）の制作

- ・受託者は、イベント当日配布用の広報物としてクリアファイルを制作すること。
- ・デザイン案は委託者の確認・承認を経て確定するものとし、修正依頼には速やかに対応すること。
- ・制作部数は 1,000 枚、A4 サイズ両面フルカラーとし、納期は令和 7 年 9 月 1 日(月)とする。

イ 委託者において行うもの

- a 市町村の広報誌への掲載依頼
- b 県の管理する SNS への掲載
- c 関係施設へのチラシ配布

④ 実施スケジュール

広報物（チラシ、Instagram 広告）は令和 7 年 7 月中に作成完了し、実施はイベント開始の約 1 月前から順次行う。

⑤ 費用

②アに係る費用は本業務委託に含まれるものとする。

（3）効果測定の実施

認知症の理解度等に関し、イベント参加者に対するアンケート調査を実施し、効果測定を実施すること。また、アンケートの設問は委託者と協議の上作成することとし、当日のアンケート配布及びその集計は委託者において行う。

5 実績報告

委託業務完了後は、速やかに委託者に対して次のとおり成果物を紙に印刷したもののほか USB メモリ等の電磁的記録媒体にまとめたデータにより提出すること。

- ・上記 4 に係る業務完了報告書 1 部

6 特記事項

（1）秘密の保持等

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、委託者の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（2）個人情報の保護

受託者は、契約の履行に当たって、別記 2「個人情報取扱特記事項」を遵守する。特に、メールの一括送信等を行う場合には、B C C による送信を徹底する。

（3）権利義務の譲渡等

受託者は、委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

（4）再委託について

受託者は、業務の一部を第三者に委託する場合は、委託者と協議を行わなければならない。

（5）損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

（6）本委託業務の経理の別について

この業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておかなければならない。

(7) 著作権について

本業務で作成された成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。

7 その他

- (1) 委託期間中及び期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関し必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。
- (2) 当仕様書に定めのない事項、又は当仕様書に定める業務の実施に当たって必要な詳細事項及び疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者及び受託者が協議し解決する。

(別記1)

業務実施に係る各種手配事項

項目	数量	単位	備考
〈会場設営・イベント運営〉			
テント	13	張	規格：5.4m×3.6m程度
テントウエイト	13	組	テント数に応じた必要数を手配
発電機	3	台	
ミストファン	6	台	
コードリール(20m)	6	台	
テーブル	37	台	ブース14台、飲食用10台
ビニールクロス	37	枚	(テーブル用)
イス	100	脚	
ステージ	1	基	5.4m×3.6m程度
バックパネル	1	式	ステージ後方面に配置
ステージ用カーペット	1	式	
パネル用人形(支柱)	4	本	ステージ後方に配置
ステップ	2	台	ステージ前面に配置
音響(オペレート含む)	1	式	
横看板	1	枚	ステージに配置
看板	2	枚	会場を案内するため、敷地内に設置
司会者	1	人	認知症に理解があり、熊本県内を中心に活動している著名人
キッチンカー募集・依頼	4	台	
設営・撤去費	1	式	
運搬費	1	式	
〈広報・周知〉			
チラシデータ	1	件	A4サイズ片面、pdfにて提出
チラシ(紙面)	4000	枚	A4片面、コート紙90kg、フルカラー
Instagram広告用データ	1	件	pdfにて提出
Instagram広告	1	式	60,000円を下限とし、効果的に実施
クリアファイル	1000	枚	A4サイズ両面、フルカラー
〈効果測定・業務完了報告〉			
効果測定アンケート	1	式	
業務完了報告書作成	1	式	

(別記 2)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第5 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、委託者の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第6 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により委託者に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 8 受託者は、委託者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 9 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、委託者の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第 10 受託者は、委託者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第 11 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者（受託者に子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受託者は、委託者の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、委託者が受託者に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第 12 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、受託者は、委託者に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第 13 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。また、受託者が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第 14 受託者は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 176 条又は第 180 条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15 委託者は、受託者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16 委託者は、必要があると認めるときは、受託者における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時の対応)

第17 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 委託者は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第18 委託者は、受託者が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。